

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人墨田区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(会議等への出席報酬)

第2条 役員等が召集に応じ、会議に出席したとき又は事業団の用務のため特別区の存する区域内へ出張したときは、出席報酬を支給することができる。

2 墨田区及び事業団の常勤の職員については、前項に規定する報酬は支給しない。

3 出席報酬を支給するときは、次条に規定する旅費は支給しない。

4 出席報酬の額は5, 340円とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、事業団の用務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給することができる。

2 費用弁償は、鉄道費、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は墨田区副区長相当額とする。ただし、理事長にあっては、墨田区長相当額とする。

(監事監査報酬)

第4条 監事が監査の業務にあたったときは、監事監査報酬を支給することができる。

2 墨田区の常勤の職員については、監事監査報酬は支給しない。

3 監事監査報酬を支給するときは、定額旅費は支給しない。

4 監事監査報酬の額は、30, 000円とする。

付 則

この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

付 則（平成2年5月21日2墨社事管発第70号）

この規程は、平成2年6月1日から施行する。

(別表)

役 職 名	報 酬 月 額
副 理 事 長	340,000円

付 則（平成3年3月13日2墨社事管発第404号）

(施行期日等)

1 この規程は、平成3年3月13日から施行する。

2 この規程中第4条の規定は、平成2年4月1日から適用する。

3 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則（平成4年3月27日3墨社事管発第662号）

(施行期日等)

1 この規程は、墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例施行の日から施行する。

2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(別表)

役 職 名	報 酬 月 額
副 理 事 長	360,000円

付 則 (平成5年3月26日4墨社事管発第659号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程第4条第2項の規定の適用については、平成5年4月1日から平成6年3月31日までの間、同項中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。
- 3 この規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則 (平成6年3月14日5墨社事管発第653号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則 (平成6年12月2日6墨社事管発第488号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成6年12月2日から施行する。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(別表)

役 職 名	報 酬 月 額
副 理 事 長	377,000円

付 則 (平成8年12月10日8墨社事管発第425号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成8年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(別表)

役 職 名	報 酬 月 額
副 理 事 長	391,000円

付 則 (平成27年3月18日26墨社事総発第573号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。